

一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱（新旧対照表）

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第8 市長は、資格者が一の事案により別表各号に掲げる2以上の措置要件に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、<u>前2項の規定による期間を定める場合は、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)</p> <p>第9 市長は、資格者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ当該各号に定める期間と_____することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> | <p>(指名停止の期間の特例)</p> <p>第8 市長は、資格者が一の事案により別表各号に掲げる2以上の措置要件に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、資格者について極めて悪質な事由があり、かつ極めて重大な結果を生じさせたため、<u>前項に規定する指名停止期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を36月とすることができる。</u></p> <p>6 市長は、<u>前3項の規定による期間を定める場合は、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)</p> <p>第9 市長は、資格者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ当該各号に定める期間<u>まで延長</u>することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(指名停止期間の上限)</p> <p><u>第9の2 第8及び第9の規定により定めた指名停止の期間は、36月を限度とする。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |